

相続登記の申請義務化等講演会

本イベントでは、令和6年4月から開始される相続登記の申請義務化に向けて、国民の皆様に制度の内容を解説するとともに、名字研究家であり司法書士として様々な活動を行っている高信幸男氏を迎えて名字に関する講演を行います。



不動産登記推進イメージキャラクター
「トウキツネ」

日時：令和6年1月20日（土）

開場：午後12時30分

講演：午後1時00分から午後3時30分（終了予定）

場所：東京法務局14階会議室

※入場無料 ※事前予約制（申込期間：令和6年1月17日（水）まで）

【第一部】（午後1時～）

- ・相続登記の申請義務化（概要）について
東京法務局 登記官 鴨田知寿子
- ・自筆証書遺言書保管制度について
東京法務局 遺言書保管官 甲把朋仁
- ・相続登記の申請義務化に向けた東京司法書士会の取組について
東京司法書士会 司法書士 菊地孝宏
- ・所有者不明土地問題及び表示に関する登記の義務について
東京土地家屋調査士会 土地家屋調査士 小木曾聡

【第二部】講演（午後2時10分～）

名字に秘めた我が家の歴史

～名字はその家の家宝～

名字研究家・司法書士

高信幸男氏



主催：東京法務局

【会場】

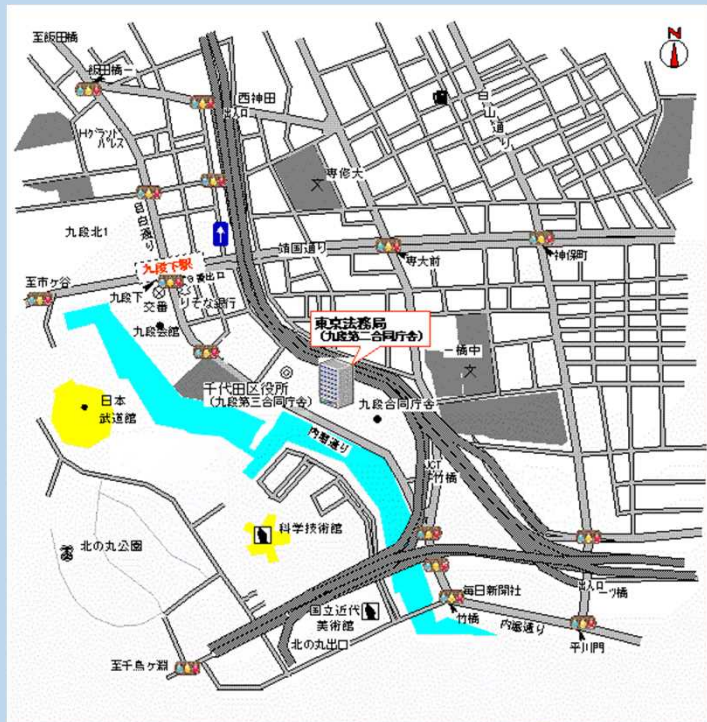
東京都千代田区九段南1-1-15
九段第2合同庁舎

【最寄駅】

- ・東京メトロ東西線
「九段下駅」(6番出口)
 - ・東京メトロ半蔵門線
「九段下駅」(6番出口)
 - ・都営地下鉄新宿線
「九段下駅」(6番出口)
- ※6番出口から徒歩5分

【駐車場】

当日、駐車場は利用できないため、公共交通機関をご利用ください。



【お申込み方法】

申込期間：令和6年1月17日(水)まで

参加方法：Eメールまたは電話にてお申込みください。

定員80名を上回るお申込みがあった場合は先着順とさせていただきます。

定員を超えた場合のみご連絡致します。



Eメール：fudousan-annai-tokyo@i.moj.go.jp

「件名」を「講演参加依頼」とし、本文に①氏名②お住まいの市区町村③電話番号を記載の上、上記アドレスに送信ください。

電話：03-5213-1319 (民事行政調査官室)

個人情報の取扱いについて

- (1) 個人情報の利用目的 ご記入いただいた個人情報は、当講演会に関するご案内ご連絡に必要な範囲でのみ利用させていただきます。
- (2) 個人情報の第三者への開示・提供について 法令に定める場合を除き、個人情報は第三者に開示・提供いたしません。
- (3) 個人情報の管理について ご記入いただいた個人情報については、当該情報への不正なアクセス及び当該情報の紛失・破壊・改ざん・漏洩等が起きないよう、適切なセキュリティ対策を講じ、厳重に管理します。

【問合せ】

東京都千代田区九段南1丁目1番15号九段第二合同庁舎
東京法務局民事行政調査官室
電話 03-5213-1319
担当 佐竹・原田

